

第 19 回児童虐待防止対策協議会	資料 1 - 2
平成 28 年 11 月 10 日	

警察庁における
児童虐待への対応について

資 料	平成 28 年上半期における児童虐待 の検挙状況等について	平成 28 年 11 月 10 日 警 察 庁
-----	----------------------------------	----------------------------

児童虐待

1 通告児童数

- 通告児童数は24,511人であり、上半期統計を取り始めた平成23年以降、5年連続で増加。 資料1

(参考)

厚生労働省による児童虐待相談の対応件数(27年度:103,260件(速報値))も一貫して増加傾向。また、児童相談所での児童虐待相談の経路別件数のうち、警察等からの通告が占める割合は平成27年度で約4割と、平成16年度と比して6.2倍となっている。

- 態様については、心理的虐待が全体の約7割、身体的虐待が約2割を占める。なお、心理的虐待については、その約7割を面前DV(児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力)が占める。 資料2

2 保護児童数

- 児童の生命・身体の安全が脅かされる危険があるなどの緊急時や夜間等に警察として保護した保護児童数は1,551人であり、統計を取り始めた平成24年以降、4年連続で増加。 資料3

3 児童虐待事件検挙状況

- 検挙件数は512件と、上半期統計を取り始めた平成12年以降増加傾向にあり、検挙人員及び児童虐待事件に係る被害児童数ともに過去最多。 資料4・5

- 態様別では、身体的虐待が全体の約8割を占め、その加害者は、実父、養・継父等を含む男性が約7割である一方、実母も約3割を占める。そのうち、暴行、傷害が約9割を占める。

心理的虐待は、全体に占める割合は少ないものの、前年より約6割増加。暴力行為等、監禁、強要で検挙。 資料4・6・7・8

4 当面の対策

「児童虐待防止対策等について」(平成26年12月 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議)及び「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について(通達)」(平成28年4月1日付け警察庁丁少発第47号ほか)等を踏まえ、以下の措置を徹底する。

- 関係機関との情報共有の徹底

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、時機を失することなく確実に通告を実施するとともに、警察による安全確認の結果、その時点においては、虐待を受けたと認められない児童についても、児童相談所等の関係機関に対し、確実に事前照会を実施することを通じて情報共有を徹底する。(平成28年4月1日付通達の定着化)

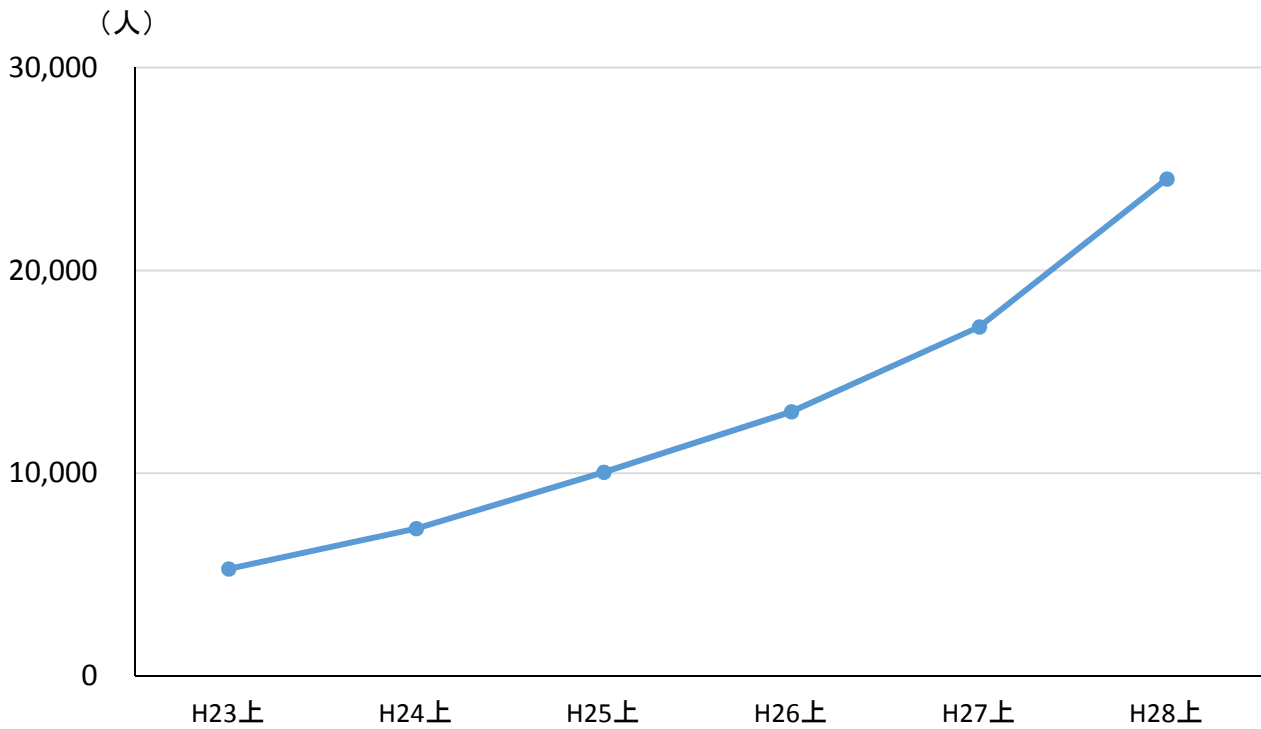
- 児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護

要保護児童対策地域協議会に積極的に参画し、児童虐待の早期発見や早期救出・保護に向け情報収集を強化する。

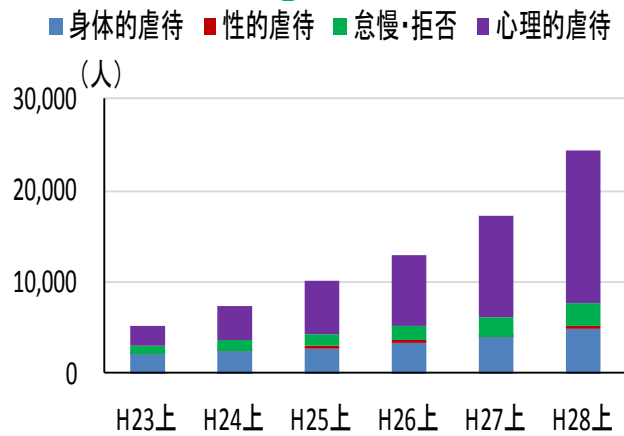
- 児童相談所との一層の連携強化

児童相談所への警察官OB等の配置を進め、児童相談所と連携した研修を実施する。

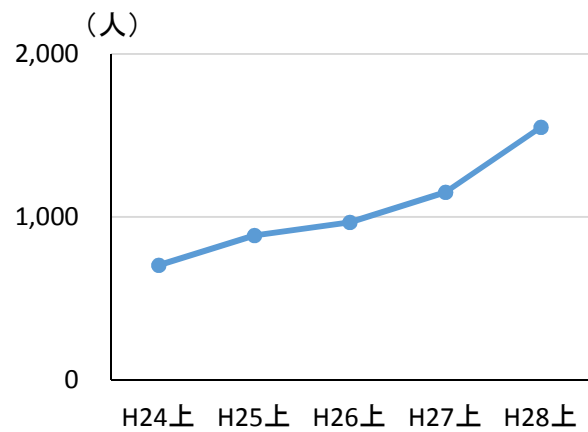
通告児童数の推移



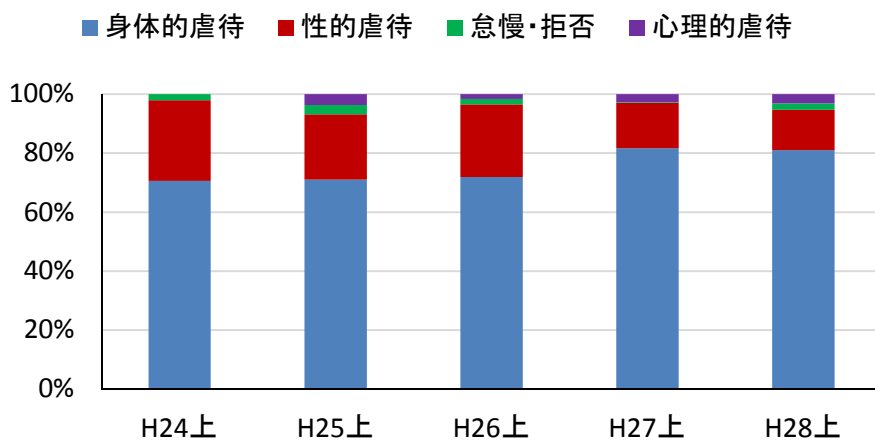
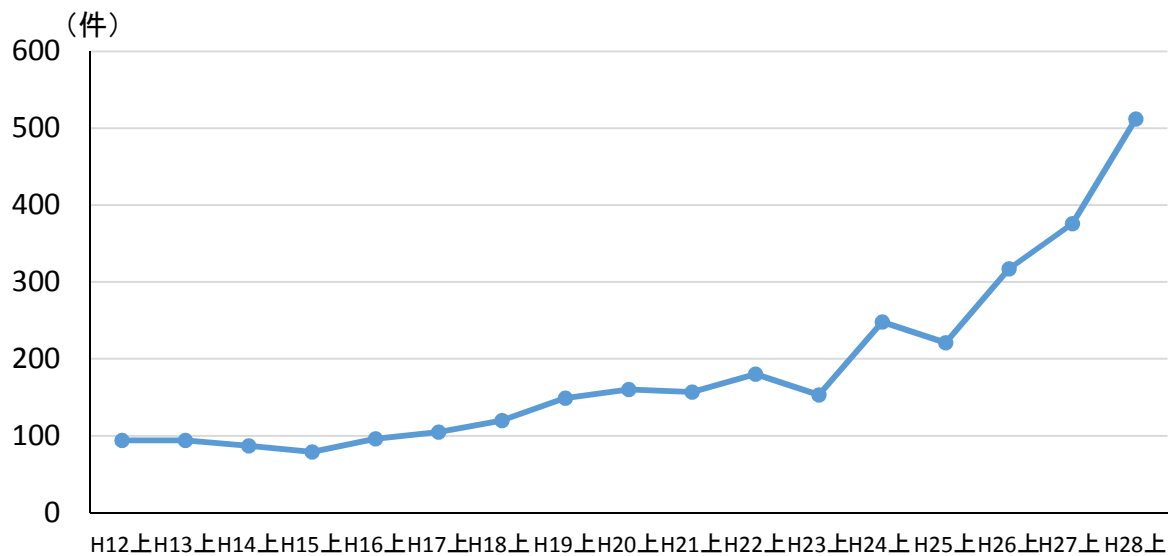
通告児童の態様別の割合



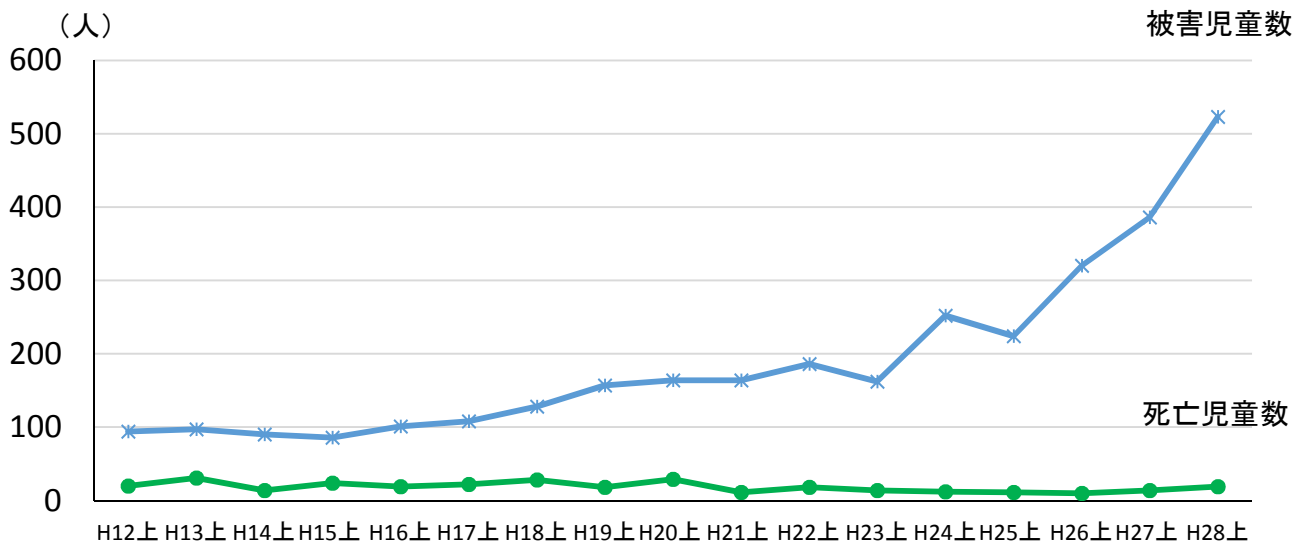
保護児童数の推移



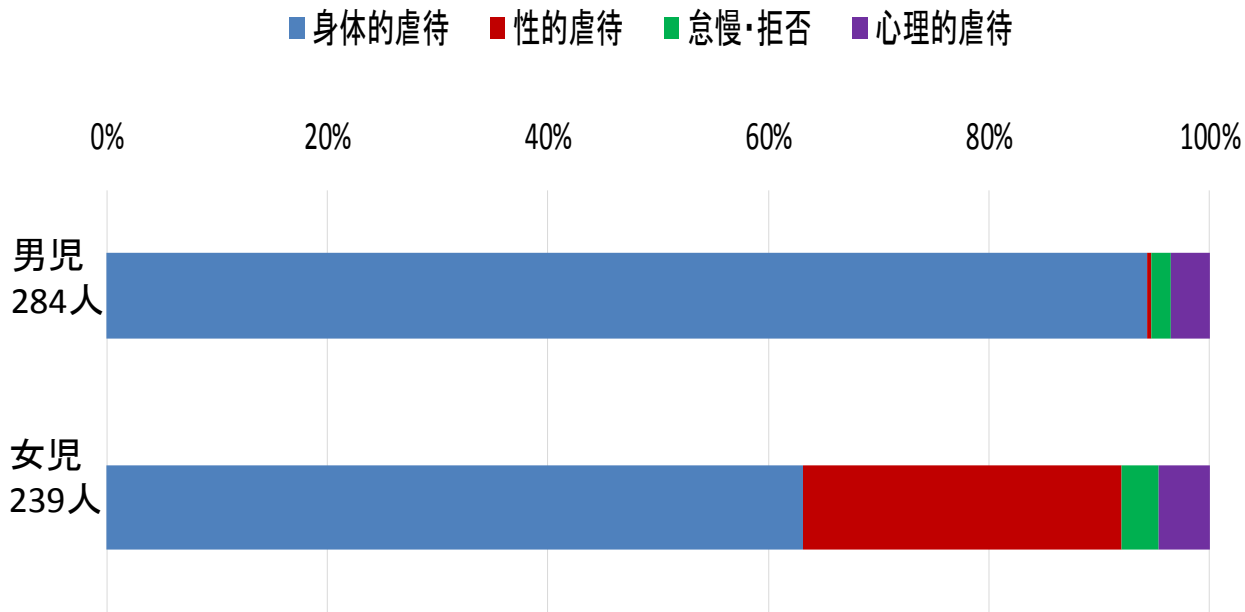
検挙件数の推移



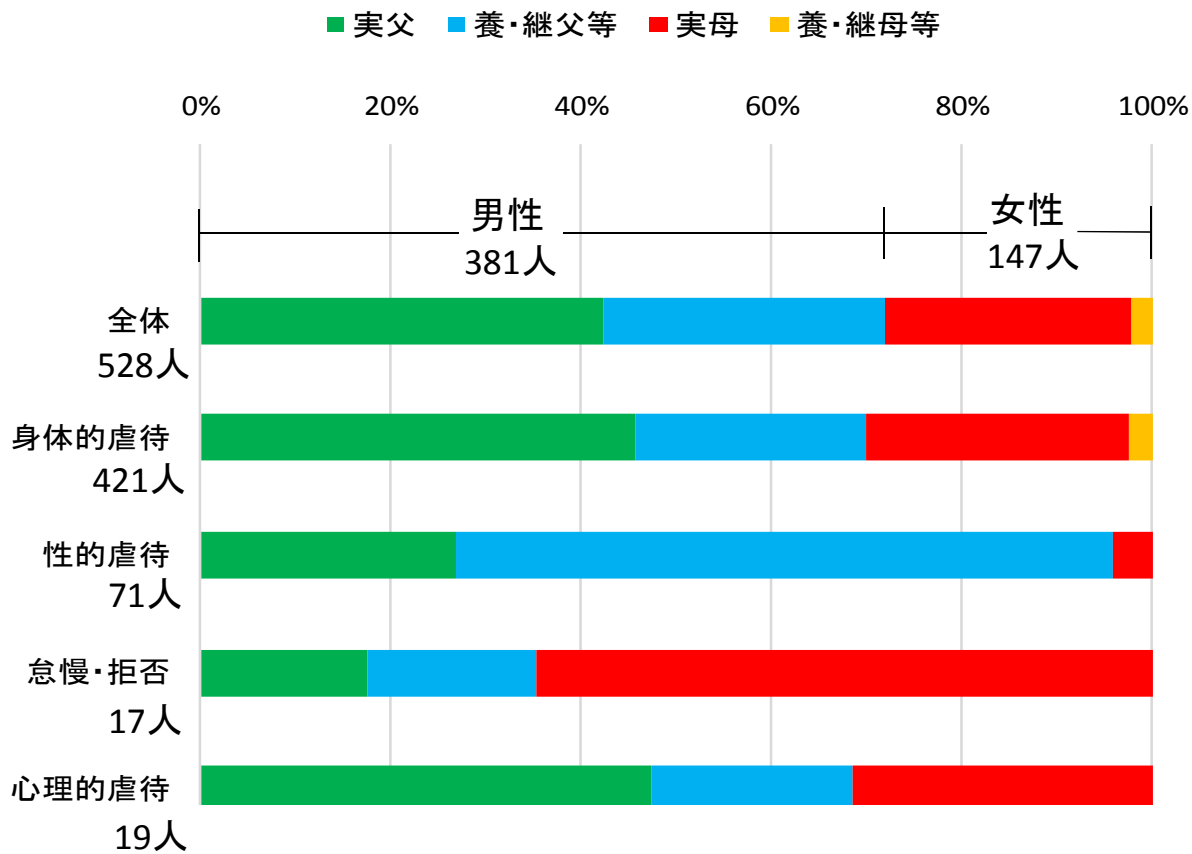
被害児童数の推移



被害児童の態様別の割合



被害児童と加害者との関係(態様別)



検挙状況(態様別)

